

令和7年7月17日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会

(公印省略)

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の 相談支援体制及び医療提供体制の更なる連携について

平素は、本会活動の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、日本医師会より通知が発出されました。

HPVワクチンについては、接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状を呈する患者に対し、より身近な地域で適切な診療を提供するため、都道府県単位でHPVワクチン接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関が選定されています。また、令和4年度からは地域ブロック別に拠点病院が選定され、相談支援・医療提供体制の強化が図られています。

当該ワクチンは、従来の定期接種に加えて、キャッチアップ接種の経過措置が実施されております。

本事務連絡は、医療機関、医師会及び行政等の関係者間の連携を更に深めることにより、HPVワクチン接種後に体調の変化等の症状を生じた方が必要な支援を円滑に受けられるよう、引き続き体制整備を図る取組みについて連絡するものです。

つきまして、貴会におかれましては、協力医療機関の選定目的や役割等について改めてご了解いただきますようお願い申し上げます。

【参考】厚生労働省ホームページ

○協力医療機関リスト

<https://www.mhlw.go.jp/content/001381439.pdf>

○協力医療機関について

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/medical_institution/index.html



大阪府医師会地域医療課
TEL:06-6763-7012